

# 社会福祉法人仁正会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

### 2. 内容

有給休暇取得率35%を目指す

＜対策＞令和8年4月～

- ・お互いに有給休暇が取得できるよう、3ヶ月毎の生産性向上委員会で業務の効率化について検討する。

### 3. この行動計画の職員及び外部への周知方法

女性の活躍推進企業データベースに掲載

令和8年3月25日 策定